

決算審査特別委員会審査報告書

私達、決算審査特別委員会は村民に負託され、議会議員に選出されたことを念頭に置き、公正、公平な審査を心掛けて予算執行の結果を確認、検証することで予算効果と行政効果を客観的に判断し、村長や会計管理者に対する事前統制と事前監視の役割を果たし、住民に対し実態を知らせ、理解と納得を得ることで財政民主化を徹底する意義を十分に理解した上で決算の審査に臨んだことを申し述べ、令和6年度決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和7年9月議会で村長から提出されました、議案第43号令和6年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から、議案第53号の令和6年度丹波山村下水道事業会計歳入歳出決算認定までの11会計の決算審査を、議長から指名された4人の委員が、9月11日に役場大会議室において決算審査を実施しました。

今回も昨年同様、委員が各課長への聞き取りを行う形で実施し、未納額、不用額、事業実施状況等、詳細な説明を受ける形で審査をした結果を各決算別に述べます。

会計全体の指摘事項

- ・各種税、使用料について、滞納者及び滞納額が例年に比べ非常に増加している。監査委員の指摘のとおり徴収台帳の不備などが、主な原因として考えられるため、徴収台帳整備を求めるとともに、課内で情報共有が確実な紙媒体による徴収台帳の管理体制となるよう改善を望む。また、収納事務の各業務工程に期限を決めた上、ルール定めてマニュアル化し、担当課長の管理下のもと滞納額の減少に努めること。

- ・住宅の使用料は昨年度の指摘に対し、返済計画を作りながら処理されている。

一般会計歳入歳出について

歳入

- ・監査委員の指摘から、各会計の決算書に記載されている金額に多くの誤りがあったため、各担当者は出納整理期間中等に、台帳や会計帳簿との整合性を確認し誤りがないか精査すること。

歳出

総務費

- ・地域おこし協力隊事務所については、今年度も全室の使用実績がないため、協力隊のみの使用に限定するのではなく、集落支援員や大人の山村留学等、村の関係者が幅広く利用できるよう、明確なルールを定め、管理体制を構築するよう努めること。

特別会計歳入歳出について

国民健康保険特別会計事業勘定

- ・国保税の未納額が現年度分の合計 1,598,400 円、滞納繰越分の合計 1,059,700 円で、例年に比べ滞納額が著しく増加している。担当課長からは今後の明確な改善策を確認できたが、前文で述べた「会計全体についての指摘事項」で指摘した内容も併せて早急に実施すること。

教育奨励資金特別会計

- ・担当者の努力により未納額が解消したことを確認した。今後は、この制度の認知度が低いため、保護者への広報にも力を入れてもらいたい。

水源の里保健休養施設事業特別会計

- ・ここ数年、利用客が減少している原因として、PR活動が不足していると考える。今後は集客の向上を図るための、幅広い広報の実施と、近隣の施設を研究し管理運営に取り組むよう求める。

温泉事業特別会計

- ・利用客が増加傾向にあり喜ばしく思うが、さらなる経営努力を求める。

簡易水道事業会計

- ・決算書の未収金との整合性等について、監査委員会からの指摘のとおり、精査することが出来ない状態にあるため、村当局においては調査委員会を設置し、原因究明の実施及び報告書を議会に提出すること。

- ・水道メーターについて、公平性の観点から、正常な徴収業務が実施できるよう順次調査の上、水道メーターの設置及び修繕を計画的に実施すること。

- ・監査委員より指摘のあった水道使用料の台帳整備並びに、令和6年度より導入された、公営企業会計の財務諸表は不慣れな点は認めるも、決算書の内容について明確な説明が得られなかったため、再度説明を果たすこと。

下水道事業会計

- ・決算書の未収金との整合性等については、簡易水道事業会計と同様の指摘をする。

- ・監査委員より指摘のあった下水道使用料の台帳整備並びに、令和6年度より導入された、公営企業会計の財務諸表は不慣れな点は認めるも、決算書の内容について明確な説明が得られなかったため、再度説明を果たすこと。

令和6年度決算における基金運用状況審査結果

・最終基金の取り崩しは合計1億3,401万8千円で、年々増加している。今後は全会計の各種事業を確認・精査した上、歳出の抑制に努めてもらいたい。特に古くから継続されている村単独事業を中心に庁内で見直しを検討し、出来る限り無駄な出費を抑えることを望む。

以上の指摘事項を鑑み、議案第43号の令和6年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定から議案第51号の令和6年度丹波山村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定の9会計は決算が適正に処理されていることを全会一致で確認した。

しかし、議案第52号令和6年度丹波山村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定及び議案第53号令和6年度丹波山村下水道事業会計歳入歳出決算認定の2会計については、前文で述べた内容のとおり、現時点での決算書の未収金との整合性について精査することが出来ない状態にあり、今後早急に原因究明を求める理由から不認定に相当すると判断した。

丹波山村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和7年9月12日

丹波山村議会議長

守屋 保志 殿

丹波山村決算審査特別委員会委員長

広瀬 直照